

第 1 6 回 鈴鹿市景観審議会 議案書

令和 5 年 1 月 2 3 日（月）

鈴鹿市都市計画課

目 次

○議 題

(1) 諮問第1号 (P.1～P.3)

景観重要樹木の現状変更について

(2) 報告事項第1号 (P.4～P.15)

鈴鹿市景観計画改定の進捗状況について

(1) 景観重要樹木の現状変更について

1 景観重要樹木の現状

鈴鹿市では、平成 24 年 7 月 20 日に、景観資源、景観まちづくりのシンボルとなるよう南長太町の広大な田園の中にひととき大きくそびえ立つクスノキ（通称：長太の大楠）を県下で初めて景観重要樹木に指定しました。

このクスノキは、樹齢 1,000 年を超えていると言われており、景観重要樹木に指定される前の昭和 38 年には、三重県の天然記念物に指定されました。地域のシンボリックな存在となっているこのクスノキを見るために、周辺にお住まいの市民のみならず、市内外からも多くの人が訪れています。

しかしながら、令和 2 年 9 月 4 日に落雷にあったことにより、樹木の一部が枯死してしまったため、枝が落下する可能性のある危険な状態となっています。このため、文化財の維持・保全の業務を所管する鈴鹿市文化財課と樹木医が対応について協議を行い、落下の可能性のある枝の切除を行う調整を行っています。



樹種：クスノキ
樹木の所在地：鈴鹿市南長太町 2343 番
所有者：宗教法人須伎神社
管理団体：大きくす保存会
樹姿：樹高 26m、直径 2.6m、
枝張り東西 30m、南北 35m

2 景観重要樹木の現状変更の手続き

令和 4 年 12 月 28 日付け鈴文財第 993 号にて、文化財課から景観重要樹木に指定されているクスノキに関し、現状変更の許可申請書が提出されました。

景観重要樹木の現状変更に際しては、景観法第 31 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、予め景観行政団体の長（＝鈴鹿市長）の許可を受けなければなりません。また、鈴鹿市景観づくり条例第 15 条第 3 項においては、景観重要樹木の変更を行う際は、鈴鹿市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聞かなければならない旨の規定があるため、今回景観審議会に対し、景観重要樹木の現状変更についての意見を諮るものになります。

3 現状変更の内容とそれに対する意見

現状変更の内容は、落雷により枯れてしまった枝のうち、落下の可能性のある部分を切除するものです。枝先から概ね 4m 以内の範囲の必要な箇所に対し、高所クレーン車を使用しながら枝の切除を行い、最大で全体の約 13% の枝が伐採される可能性があります。なお、作業は、関係部署との調整が完了し、景観重要樹木の変更許可が下り次第行われる予定です。枯死した枝は、放置すると落下の可能性が経年的に高まっていくことから、人命や個人の財産に被害を及ぼす前に対応する現状変更は、必要不可欠と考えます。

また、鈴鹿市景観計画（以下「景観計画」という。）に規定する「景観重要樹木の指定の方針」に掲げる項目については、変更後も要件を満たすと考えられることから、景観重要樹木としての指定を継続します。

ただし、景観重要樹木の指定の方針に鑑み、許可の際の条件として、「可能な範囲で枝を残し、地域の良い景観の寄与に引き続き努めること」という事項を付与します。



景観重要樹木の指定の方針

- 道路などの公共の場所から見ることができる樹木
- 巨木・古木など、地域の自然、歴史、文化などの特性が現れており、地域の景観のシンボリックな存在となっている樹木
- 樹姿（樹高、樹形）が優れ、地域の良好な景観に寄与している樹木
- 地域の人々に親しまれ、愛されている樹木

(2) 鈴鹿市景観計画改定の進捗状況について

1 第1回鈴鹿市景観審議会専門部会の報告

令和4年8月8日（月）に第1回鈴鹿市景観審議会専門部会が開催されました。当該専門部会の概要は、以下のとおりです。

（1）景観に関する動向について

景観法の制定の時代背景や本市の景観行政の沿革、景観と交流人口の関係性等について説明を行いました。

国として良好な景観の保全・整備が重要な課題として掲げられるようになる中、景観に関する総合的な法律として「景観法（平成16年6月18日法律第110号）」が施行され、本市においても、平成21年（2009年）に県内で5番目の景観行政団体となり、良好な景観の形成に努めてきました。

良好な景観の形成は、より良い住環境やまちなみの形成、地域資源の発掘等に繋がっており、もってシビックプライドの醸成に資すると考えられています。また、観光客数との相関性があることもわかっていることから、景観の重要度は、今後さらに増していくと予想されます。

（2）景観計画の沿革について

景観計画の沿革について説明を行いました。

平成22年(2010年)10月	鈴鹿市景観計画 策定
平成23年(2011年) 2月	景観重要建造物(佐佐木信綱生家主屋)指定
平成24年(2012年) 7月	景観重要樹木(長太の大楠)指定
平成26年(2014年) 6月	道伯地区地区別景観づくり計画 策定
平成28年(2016年)12月	景観計画の一部改正(総合計画の個別計画への位置付け)
平成29年(2017年) 4月	深溝地区地区別景観づくり計画 策定
令和2年(2020年) 4月	道伯・稲生地区地区別景観づくり計画 及び 野町南部地区地区別景観づくり計画 策定
令和6年(2023年) 3月	現計画の計画期間満了

(3) 景観計画の概要について

景観計画の概要について説明を行いました。

景観計画は、「“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり」を理念として、

- ・自然や歴史・文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用
 - ・住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づくり
 - ・市民が主役の景観づくり
- という、3つの目標を定めています。

また、景観計画は、本市の特色を活かした地域景観を守り、育て、創り出していくための景観に関する総合的な計画として、本市の景観特性や良好な景観づくりのための方針、市民が主体となった景観づくりの方策等を定めています。

鈴鹿市景観計画の構成(全体計画)

- ・序章 鈴鹿市景観計画の趣旨
- ・第1章 鈴鹿市の景観特性
- ・第2章 景観計画の区域
- ・第3章 良好な景観の形成に関する方針
- ・第4章 建築物・工作物等の行為の制限に関する事項
- ・第5章 良好な景観の形成に向けた方策
- ・第6章 市民が主役の景観づくりに向けた取組

景観計画の区域 = 鈴鹿市全域



■ 届出対象行為

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
次のいずれかに該当するもの		
・高さが10mを超えるもの		
・建築面積が1,000 m ² を超えるもの		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
工作物の種類（その他これに類するものを含む）		規 模
①	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱	高さが30mを超えるもの
②	煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む）	高さが10mを超えるもの
	アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱（①に掲げるものを除く）	
	装飾塔、記念塔	
	高架水槽、サイロ、物見塔	
③	ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車	高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
	擁壁、さく、塀	

④	アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシャープラント	次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・築造面積が1,000 m ² を超えるもの
	自動車車庫の用途に供するもの	
	汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
⑤	高架鉄道，高架道路	高さが5mを超えるもの
⑥	橋りょう，歩道橋	次のいずれかに該当するもの ・幅員が10mを超えるもの ・長さが20mを超えるもの
⑦	①から⑥に掲げる工作物のうち，建築物又は①から⑥に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え，かつ，地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（①に掲げるものにあつては30m）を超えるもの
土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積1,000 m ² を超えるもの ・行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え，かつ，その長さが10mを超えるもの		
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積		
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積1,000 m ² を超えるもの ・高さが5mを超えるもの		

■ 遵守事項

ウ 色 彩	建築物等の外観に用いる色彩は，以下に示す範囲内とする。ただし，着色していない木材，土壁，ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。	
	■外壁に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）	
	使用する色相	使用可能な彩度
	R，Y R，Yの場合	6以下
オ 緑 化	その他（GY，G，BG，B，PB，P，RP）の場合	2以下
	建築物の新築については，敷地面積の5%以上の植栽，花壇等を配置する。	

（４）社会動向について

最近の社会動向について説明を行いました。

全国的な人口減少・少子高齢化が進む中，本市の人口においても，平成22年（2010年）のピーク以降は，少子高齢化の傾向も顕著になり，空き家や農業の後継者不足等の問題が顕在化しています。

また、テレワークやマスクを着用した生活等、人々にニューノーマルな生活様式が浸透していく中、カーボンニュートラルやウォーカブルシティ、SDGs の推進など、まちづくりに関する新たな視点・価値観・考えが生まれています。本市においても、鈴鹿青少年の森で Park-PFI 制度を活用した新たな都市公園のあり方が模索されているなど、本市を取り巻く環境は、時々刻々変化しています。

（５）景観計画改定から現在までの振り返り・評価について

平成 29 年（2017 年）の景観計画改定から現在までの振り返りと評価についての説明を行いました。

市内における主な景観の変化には、

- ・ 太陽光発電施設の増加
 - ・ 空き家、空き店舗問題の顕在化
 - ・ 緑あふれるゆとりのある住宅団地の造成（道伯地区・野町南部地区等）
 - ・ 中勢バイパス、新名神高速道路の開通
 - ・ 携帯電話基地局の増加
 - ・ 白子駅前広場（西口ロータリー）の完成
- などがあります。



また、景観計画では、計画の進捗管理を行うために、2023 年（令和 5 年）度末時点での①地区別景観づくり計画の策定数②登録・認定地域景観資産の登録数・認定数を成果指標として定めており、①については、5 件という目標に対し、現時点で 4 件、②については、25 件という目標に対して、現時点で 27 件の登録（ただし、うち 1 件は、解体により登録解除）となっています。

さらに、景観計画に関係する計画として、鈴鹿市総合計画及び鈴鹿市都市マスタープランを上位計画としているほか、鈴鹿市観光振興方針と鈴鹿市緑の基本計画を関連計画として定めています。これらに加え、適切な空き家の管理は、良好な景観の形成に資すると考えられるため、景観計画の改定に当たっては、鈴鹿市空家等対策計画についても、関連計画として取り扱うこととします。鈴鹿市緑の基本計画を除く 4 つの計画は、現在次期計画に向け改定作業を進めている最中であり、景観計画においても、これらの計画の改定内容を踏まえて、改定を行っていく予定です。

本市では、景観に大きく影響を与える行為を景観法第16条に基づく届出対象行為としています。

平成29年（2017年）度から令和3年（2021年）度末までに、181件の届出を受けているほか、公の機関が行う行為のうち、届出対象行為に該当するものは、景観法第16条に基づく通知として、14件を受理しています。

さらに、地区別景観づくり計画の区域内の行為については、それぞれの地域の協議対象行為に該当する場合、鈴鹿市地区計画の区域内における景観協議の実施に関する要綱第3条に基づき、119件の協議を行ってきました（ただし、深溝地区については、令和2年（2020年）度以降は届出）。

平成29年度以降の届出、通知、協議の種類と件数

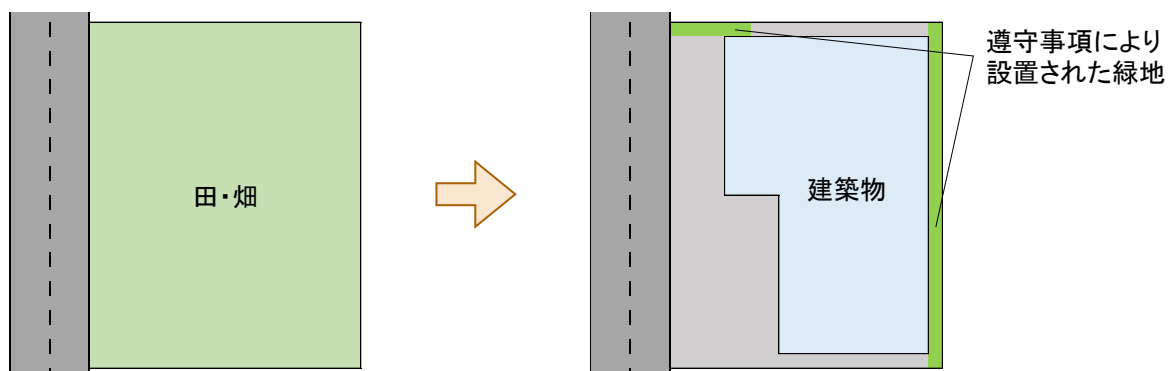
届出件数	181	建築物	75	新築	55
				増築	13
				改築	1
				色彩変更	5
				外観変更	1
		工作物	70	新設	67
				改築	1
				色彩変更	2
		土地の 形質変更	36	開墾	4
				土石採取	9
				形質変更	23
通知件数	14	建築物	8	新築	2
				色彩変更	6
		工作物	5	新設	2
				改築	2
		土地の 形質変更	1	色彩変更	1
				形質変更	1
協議数	119	建築物	119	新築	118
				増築	1

（6）景観計画の抱える課題等について

景観計画を運用する上で本市が課題と捉えている3つの事項についての説明を行いました。

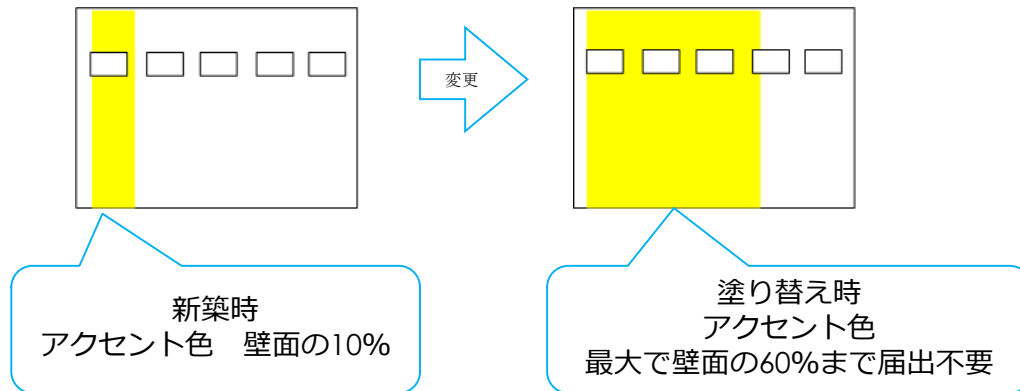
①市街化調整区域での緑地の確保

十分な緑地が存在すると評価できる市街化調整区域内の土地において、景観計画に定める遵守事項のために行う農地転用の必要性に疑義がある。



②建築物等の色彩の変更

建築物等の色彩の変更を行う上で、壁面の 1/2 までは届出不要としているため、建築当初に使用可能なアクセント色（＝壁面の 10%）とあわせて、最大で壁面の 60% までは届出なくアクセント色を用いた色彩の変更を行うことができ、十分な色彩のコントロールは出来ているとは言えない状況である。



③太陽光発電施設設置に伴う森林の伐採

「木竹の植栽又は伐採」を届出対象行為としておらず、森林伐採のみを行う太陽光発電施設の設置に対して、景観施策として指導を行うことが出来ない状況である。

選択的条例事項（届出対象行為）

- 1 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 2 木竹の植栽又は伐採
- 3 さんごの採取
- 4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 5 水面の埋立て又は干拓
- 6 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観に対して行う照明
- 7 火入れ

届出対象行為と
なっていない

※青文字 → 鈴鹿市の選択届出対象行為

（7）景観計画の改定方針について

以上の事を踏まえて、5つの景観計画の改定方針を定めて、その説明を行いました。

①平成 29 年（2017 年）からの景観を取り巻く環境の変化や社会動向に対応すべく、上位計画や関連計画と整合を図りながら時点修正を行います。

②建築物の新築を行う際の適切な緑地のあり方について検討します。特に現時点で十分な緑地が存在すると評価できる市街化調整区域内の行為の遵守事項（敷地に対し 5%の緑地の確保）について、重点的に検討を進めていきます。

③色彩の変更について、届出対象規模や届出対象行為について見直しを行い、周辺景観に大きな影響を及ぼす行為に対する行政の対応等について検討します。

④樹木の伐採について、届出対象行為やその規模を検討します。

⑤区域内の住宅の建築が概ね完了した道伯地区地区別景観づくり計画について、他の住居系の地区別景観づくり計画の内容との整合を図るべく、内容を見直します。また、地区別景観づくり計画を設定するその他の地区においても、計画内容の適切なあり方を検討します。（鈴鹿市景観審議会審査部会で検討）

なお、「6 景観計画の抱える課題等」において、課題と捉えている3項目については、鈴鹿市都市マスタープラン改定業務で行う市民アンケートにおいて、景観に関する設問を設定し、市民ニーズを把握したうえで、具体的な内容の検討を行います。

（8）鈴鹿市景観審議会専門部会からの意見等と事務局の回答

事務局からの説明に対し、鈴鹿市景観審議会専門部会（以下「専門部会」という。）からの意見等と事務局からの回答は以下のとおりでした。

専門部会からの意見等	事務局の回答
①太陽光発電施設自体も届出対象行為とするなど、運用に関してもう少しルールを定めた方が良いのではないか。	太陽光パネルは、概ね黒色の既製品であり、色の指導の必要性がないため、現在は届出対象としていません。 ただし、今後起こりうる景観上のリスクに対応すべく、景観計画にパネルの角度や高さについて言及がある先進自治体の事例を調査し、景観計画に採用するかの検証を行います。
②市街化調整区域の緑化については、ルールを細分化して運用を考えたほうが良い。	市街化調整区域一律で緑化のルールを適用させるか等、条件をどの程度まで細分化させるかについては、市民等に分かりやすい制度運用という視点も考えながら検討します。
③住居系の地区別景観づくり計画において、5%という数字だけではなく、例えば道沿いに緑化を施すなど質的な視点も必要である。	質的な視点については、引き続き景観協議の中で対応していきます。 なお、5%の緑化を実施した住宅地でのアンケート結果において、概ね高評価であることから、5%の緑化については、引き続き運用を続けたいと思います。
④建築物等の色彩の変更は、本来の制度の趣旨に鑑み、適切に	県内の景観行政団体等の届出状況を調査し、対応策を検討します。

対応するのが望ましい。	
⑤歴史的まちなみの保全についても、景観の重要項目である。	「古き良きものを残す」という機運を高めるために登録・認定景観資産制度は作られました。しかし、代替わりなどにより古くからの住宅の建て替えのニーズが高まる中、対象物が個人の所有物ということもあり、行政としては対応しづらい状況となっています。
⑥新しい観点での景観（古き良きものだけではない景観）をどのように景観計画に盛り込むか検討する。	観光面では、モータースポーツのまちとして推しており、例えば、市の一部をカラフルにして若者が集まるような仕掛けをしてもいいのでは、という考えも出てきているため、時代に応じた修正を考えていきます。

2 第2回鈴鹿市景観審議会専門部会の報告

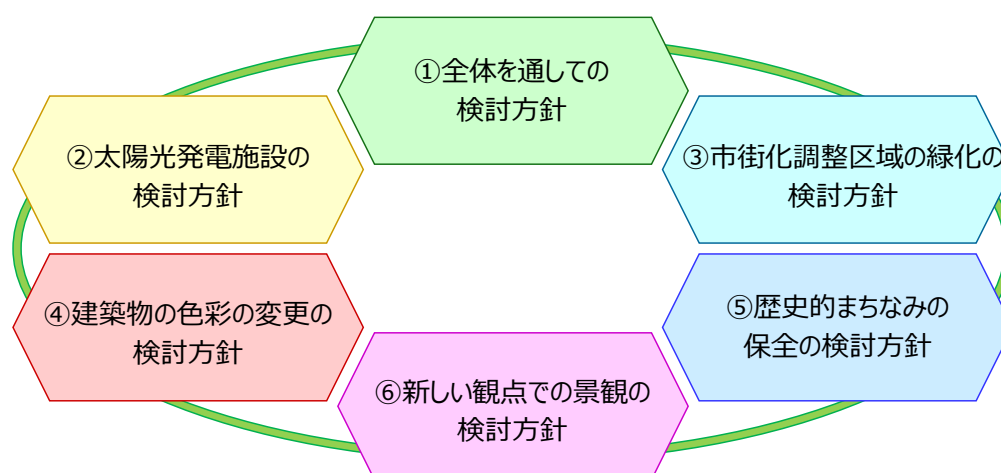
令和4年11月4日（金）に第2回鈴鹿市景観審議会専門部会が開催されました。当該専門部会の概要は、以下のとおりです。

（1）第1回鈴鹿市景観審議会専門部会の振返りについて

第1回鈴鹿市景観審議会専門部会の振返り（事務局が考える景観上の課題、専門部会から意見と事務局からの回答等）を行いました。

（2）改定の検討方針について

前回の専門部会で出た意見等を踏まえ、6つの事項を改定の柱として景観計画改定の検討方針を定め、その説明を行いました。



①全体を通しての検討方針

- ・現計画をベースとし、必要な箇所において、関連計画や関係法令の改正、時代の潮流などに対応すべく、景観計画を見直します。
- ・鈴鹿市都市マスタープランの改定作業で行っているアンケートにおいて、景観に関する設問を設けると共に、環境基本計画において実施したアンケートのうち景観に関する設問から市民意向を把握します。

②太陽光発電施設の検討方針

- ・国の動向等に注視しながら、庁内検討会議において、各部署の意見を聴取し、太陽光発電施設の適切なあり方を検討します。
- ・パネルの角度や高さの項目を景観計画に位置付けている先進自治体の調査を行い、景観計画への反映について検討します。

③市街化調整区域の緑化の検討方針

- ・現状の市内の緑地について調査を行い、市街化調整区域の緑化基準について検討します。
- ・鈴鹿市農業委員会等と農地のあり方について協議を行います。

④建築物の色彩の変更の検討方針

- ・県内の景観行政団体の届出状況の調査やコーポレートカラーについての社会ニーズを把握することにより、建築物の色彩の適切なあり方について検討を行います。
- ・周辺環境に対して悪影響を及ぼさないような色彩のコントロールの手法を調査・研究します。

⑤歴史的まちなみの保全の検討方針

- ・歴史的まちなみ保全を行っている先進自治体の事例調査を行うと共に、文化スポーツ部等と歴史的まちなみの保全の協議を行います。

⑥新しい観点での景観の検討方針

- ・近隣の大学や高校との座談会、都市マスタープラン改定における市民ワーキング等を通じて、将来を担っていく世代の意見の聴取に努めます。
- ・景観づくりの先進事例を研究し、本市における新しい観点での景観づくりを検討します。
- ・庁内検討会議において、新しい景観づくりにより生じるメリット、デメリットを

精査しながら，新しい景観のあり方を検討します。

（３）鈴鹿市景観審議会専門部会からの意見等と事務局の回答

事務局からの説明に対し，専門部会からの意見等と事務局からの回答は以下のとおりでした。

専門部会からの意見等	事務局の回答
①新しい景観については，戦略的に考えていく必要がある。	古き良きものを残すことと同様に，新しい景観を考えるうえでの大前提として，交流人口を増やすということを考えています。鈴鹿市には，人を集められるような古き良き地域資源が乏しい中，人を集める仕掛けの一例として，新しい景観でなにか掘り起こしをしたいと思っています。
②F1などの観光のつながりは，他市町などを含む様々な部署と連携を図りながら進めていくとよい。	イベントを盛り上げる１つのツールとして景観があると思っています。観光の部署等と連携しながら，景観という範疇で示すべきものとそれ以外で示すべきものと考えながら進めていこうと思います。
③コーポレートカラーについて，屋外広告物との最適な関係性を検討する。	企業ニーズを踏まえつつ，全国的にコーポレートカラーについて，どのような取扱いをしているかを調査します。また屋外広告物のルールを作る三重県と連携しながら，適切な景観のあり方を検討していきます。
④色彩の変更について，適切に検討を進める。	届出対象をどの様にするか，ということを軸に，適切な色彩の基準について考えていきます。

３ 今後のスケジュールについて

本審議会で報告した内容を踏まえ，改定方針に基づく作業を進めていき，景観計画の改定素案が出来ましたら，第３回専門部会を開催します。

その後，第４回専門部会では，第３回専門部会でいただいた意見を参考に，庁内の合意形成を図り作成した景観計画の改定案をお示しさせていただきます。

第４回専門部会でいただいた意見を踏まえて改定案を作成し，当該改定案を景観審議会で提示し，その後パブリックコメントに移っていきます。パブリックコメントは１カ月程度行う予定で，このパブリックコメントで出た市民の意見を反映させたいうで，景観計画の最終案を作成し，改めて専門部会と景観審議会に対して提示させていただきます。

